平成２４年（フ）第３０号
山梨県上野原市秋山11992番地１
債務者　野上　初恵
１　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津7099番地セントラルフジ102号
債務者　武藤　誠一
１　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
長野県千曲市大字屋代3143番地３　県営高ヶ原２―306号
債務者　山崎ちえ子
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第５６号
長野県上田市中之条1071番地32
債務者　有賀　順子
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第５７号
長野県上田市常田３―２―60　上田母子寮内、住民票上の住所長野県安曇野市堀金烏川3516番地２　アルプスハイツ103
債務者　飯嶋美由紀
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第６０号
長野県上田市上田原1139番地１　ホワイトタウン11号、前住所長野県上田市中野262番地13
債務者　久保田　学
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２９号
長野県飯田市千代467番地１
債務者　吉澤　　学
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第３０号
長野県飯田市座光寺2010番地11
債務者　佐々木恵美
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第９７４号
名古屋市中村区日比津町１丁目５番１号
債務者　大橋智恵子こと　大橋智恵子
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０１３号
愛知県日進市岩崎町新ラ田107番地１　ステューディオキョーガ202
債務者　後藤　和夫
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０５３号
愛知県長久手市五合池1812番地　田中ハイツ201号
債務者　前川たづ枝
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６号
三重県四日市市富田一色町18番25号
債務者　伊藤　拡美
１　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
三重県いなべ市北勢町阿下喜1249番地５
債務者　三品　治郎
１　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
三重県四日市市天カ須賀２丁目26番12号　アトゥレ87―101
債務者　前田　律子
１　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
三重県四日市市采女町2045番地１　サーラ・マンジェＣ―102
債務者　福島　拓郎
１　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
三重県四日市市羽津山町10番48号
債務者　吉原　有香
１　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係